

短期集中コース

福祉用具専門相談員指定講習

平成30年 **9月15日** (土) 開講

約2週間(授業は7日間)で資格を取得！ ※全科目出席、試験に合格の場合

平成30年9月コース		授業内容	
9月15日(土)	9:45~10:00	オリエンテーション	
	10:00~11:00	1(1)	福祉用具の役割
	11:00~12:00	1(2)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
	13:00~15:00	2(1)	介護保険制度の考え方と仕組み
	15:00~17:00	2(2)	介護サービスにおける視点
9月16日(日)	9:00~11:00	3(2)	リハビリテーション
	11:00~16:00	3(4)	介護技術
	16:00~18:00	3(5)	住環境と住宅改修
9月17日(月)	9:00~13:00	4(1)①	福祉用具の特徴(起居・移動・移乗関連用具)
	14:00~18:00	4(2)①	福祉用具の活用(起居・移動・移乗関連用具)
9月22日(土)	9:00~13:00	4(1)②	福祉用具の特徴(排泄・入浴・食事・更衣等関連用具)
	14:00~18:00	4(2)②	福祉用具の活用(排泄・入浴・食事・更衣等関連用具)
9月23日(日)	9:00~16:00	3(1)	からだところの理解
	16:00~18:00	3(3)	高齢者の日常生活の理解
9月24日(月)	9:00~11:00	5(1)	福祉用具の供給の仕組み
	11:00~17:00	5(2)	福祉用具貸与計画等の意義と活用
9月30日(日)	9:00~15:00	6	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
	15:00~16:00	修了テスト	
	16:00~17:00	採点・合否発表・修了式	

大阪府指定番号270007

福祉用具専門相談員指定講習の日程は左記のスケジュールで行います。定員になり次第締め切らせていただきます。
(開講最少申込者数に満たない場合は、開講しない場合もあります)
申し込み状況をご確認の上、お早めに受講予約をお願いいたします。

受講料

45,000 (消費税・テキスト代含む)

★このような方にお勧めします。

- ・これから福祉用具相談員として福祉用具販売やレンタルの仕事につきたい方
- ・福祉用具に関する知識・技術をお仕事に生かしたい介護職の方

★受講に資格や実務経験は必要ありません。

★全課程を履修されると福祉用具専門相談員の修了証明書を取得することができます。修了証は全国で通用します。

※ 社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士などの医療系・福祉系の有資格者は福祉レンタル事業を行う場合は福祉用具専門相談員として就労することが可能です。
福祉用具専門相談員は専門性を問われるお仕事であるため、受講をお勧めしております。

<注意>
「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)及び「介護保険法施行規則」(平成11年厚生省令第36号)の改正により、平成27年4月1日より、上記の「9. 介護員養成研修修了者」を要件から除き、福祉用具専

** お申し込み・お問い合わせ先 **

ロングライフ医療福祉専門学院

大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル6F
TEL 06-6363-0771 FAX 06-6363-0772

0120-507-015

ロングライフ学院 検索 

